

## 1 出題の趣旨について

出題の趣旨の掲載は続けるべきである。  
内容程度もこれでよかったと考えている。

## 2 採点実感について

### (1) 出題の意図に即した答案の存否，多寡

第1問及び第2問の双方について当てはまることであるが，出題の意図に即した答案とそうでない答案に分かれる傾向があった。すなわち，出題者としては，受験者が設問の事例をよく読み，設問を素直に受けとめれば，自ずと出題の意図は明らかとなると考えていたが，実際は，自己の知識に引きつけて答案を書こうとしたのか，設問で要求していない事柄に言及したり，説明する必要のない前提事項を長々と記載するなどした答案が少なからずあった。その一方で，数はそう多くはなかったが，基本的な法条の理解を踏まえて論点を自分なりに掘り下げて展開した答案や，設問に沿って対立当事者の論理の展開を工夫した分かりやすい答案なども見受けられた。

### (2) 出題時に予定していた解答水準と実際の解答水準との差異

全体としては，実際の解答水準が予想よりやや低目であったと感じている。すなわち，法解釈について判例学説等で対立がある有名な論点や，事実関係について法律実務家を目指す者として気付くべきと思われる事項については，もう少し突っ込んだ論理の展開やしっきりとした事実のとらえ方をしてほしいと感じた。もっとも，今回は新試験の初年度の試験ということもあってやむを得ないのではないかと，また，今後の法学教育の内容や教育手法に期待すべきではないかと感じた。

### (3) 出題の意図と実際の解答に差異がある場合の原因として考えられること

基本的には，出題の意図が何かを把握しようとする注意力や，出題に係わる法令に関する基礎的な知識・理解力の不足にあると思われる。また，解答を自分の言葉で分かりやすく表現するための表現力の不足も少なからず影響していると考えられる。

## 3 今後について

### (1) 今回の結果を受けて法科大学院に求めるもの

租税法の基礎的な知識をしっかりと理解させるとともに，実際の事案を踏まえつつ，法条，判例，学説についてよく考える訓練を実施するという点に尽きると思われる。

すなわち，事案の事実関係をポイントを外すことなく正確に把握し，その事実関係に含まれる法的問題点を抽出する力を養わせることが重要であるとともに，対をなす教育として，租税法の基本的な条文の趣旨やその文理構造をきっちりと把握させることが不可欠であり，いわば，基本的な条文の規定をきちんと「読む」力を，日々の授業を通じて学生一人ひとりに身につけてもらうことが重要であると思われる。

### (2) 今回の結果を受けて新司法試験の出題に当たり見直すべき点

特に見直す点はないと考えられるが，出題の意図についていたずらに受験者を迷わすことのないよう，今後も，問題文の作成については継続した努力と工夫が必要であると感じている。そのためには，各部会で工夫した手法を他の部会に紹介し合うことなども有益であると思われる。